

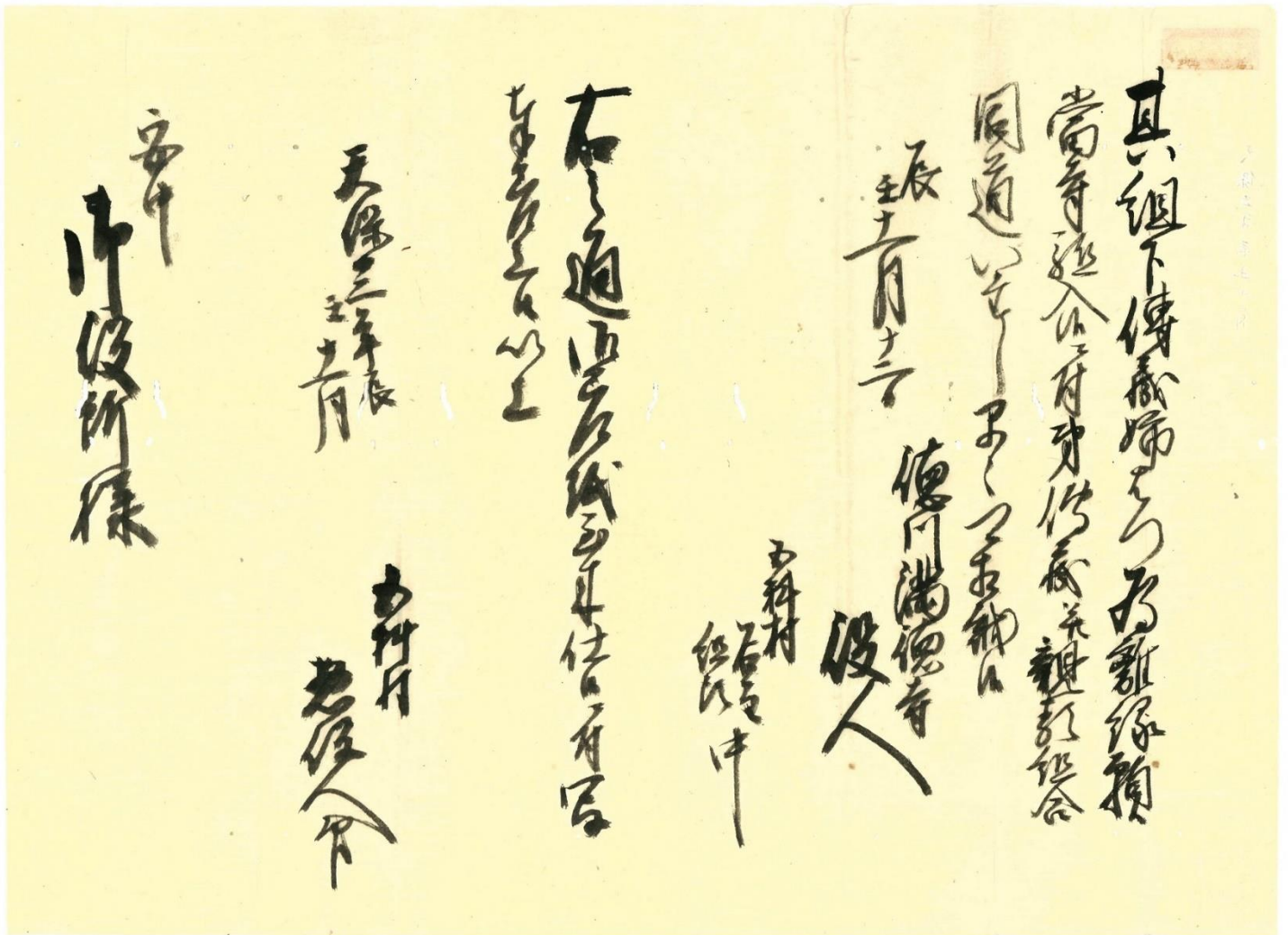
②⑥ <sup>とどけがき</sup> 届書 (徳川満徳寺役人より伝蔵姉はつ離縁のため駆け入りの通知)

天保3年(1832年)閏11月

離婚に際し、夫からの離縁状交付を必要とした江戸時代において、縁切寺は駆け込んだ妻を保護し、離婚調停を行う特権を公的に認められた機関でした。調停にあたっては、関係者を強制的に召喚し、事情聴取を行いました。この史料は満徳寺から名主<sup>なぬし</sup>に差し出された出頭命令の内容について、名主が領主に報告する際に作成した文書の写です。

中島徳造家文書 P8909 No.2687

(安中市松井田町五料)



【26】 届書（徳川満徳寺役人より伝蔵姉はつ

離縁のため駈け入りの通知）

〔釈文〕

其組下傳蔵姉はつ、為<sub>二</sub>離縁願<sub>一</sub>  
当寺駈入候<sub>三</sub>付、弟傳蔵<sub>并</sub>親類・組合  
同道いたし、早々可<sub>二</sub>相越<sub>一</sub>候

辰

徳川満徳寺

閏十一月十二日

役人

五料村

名主  
組頭 中

右之通御差紙<sup>（到）</sup>至来仕候<sub>三</sub>付、写  
奉<sub>二</sub>差上<sub>一</sub>候、以上

天保三年辰 五料村

閏十一月 惣役人印

安中

御役所様

〔読み下し文〕

其の組下傳蔵姉はつ、離縁願いとして  
当寺に駈け入り候に付、弟傳蔵<sub>并</sub>びに親類・組合  
同道いたし、早々相越すべく候

辰

徳川満徳寺

閏十一月十二日

役人

五料村

名主  
組頭 中

右の通り御差紙<sup>（到）</sup>至来仕り候に付、写し  
差し上げ奉り候、以上

天保三年辰 五料村

閏十一月 惣役人印

安中

御役所様